

福島県立大野病院事件判決について

業務上過失致死罪：無罪

医師法違反(21条に規定する異状死の届出義務違反)：無罪

本日、この罪に問われた産婦人科医の被告人に対して、福島地裁から、二件の容疑に関する無罪判決が下りました。これに関して、周産期医療を担う専門家集団である産婦人科医会としての見解を述べさせていただきます。

先ず、この事件で、亡くなられた方に対し、改めて、心より、ご冥福をお祈り申し上げます。

本件は、帝王切開手術時の癒着胎盤剥離に伴う産婦の失血死により、平成18年2月に執刀医が業務上過失致死罪と医師法21条に規定する異状死の届出義務違反容疑で逮捕、勾留、その後起訴されたものであります。

本件は産科医療の基本的な日常診療のなかで、正当な医療行為をしたが、残念ながら力が及ばなかった不幸な事例であるとの見解から、刑事責任を問うことはできず、無罪以外の判決はあり得ないとの認識でしたから、当然の判決結果であると思います。

さて、この事件は、産婦人科医だけでなく、医療界や、社会に大きな衝撃を与えました。その理由は、

1. 帝王切開術による不幸な医療事故が発生してから、1年以上が経過し、その間、地域の周産期医療を担い続けてきた医師が、逃亡や証拠隠滅のおそれは、全くないにもかかわらず、突然逮捕、勾留され、そして、直後に起訴されるという極めて不当な事件であったからです。
2. 医療事故の死因究明は、本来、医療の専門家である医師に委ねられるべきです。しかし、この事件は、産婦人科の専門医が判断すれば、『通常の医療行為の結果、不幸にして救命できなかった事例であり、刑事罰の対象にはなりえない事件である』にもかかわらず、刑事司法の判断によって、『医師の過失が重大である』とされ、刑事訴追されたからです。

このように診療行為に伴って患者さんが死亡されたことを深く受け止め、再発防止に努めねばなりません。そのためには専門家集団による透明性のある事故調査が必要です。このような事例に刑事罰を適用することは医療現場を萎縮させるだけで、再発防止には繋がりません。

以上の観点から、日本産婦人科医会は、日本医師会と日本医学会を中心に現在議論がなされている新たな死因究明制度における原因究明と再発予防に向けた取り組みを法制化し、医療の管理を今までのように刑事司法が行うのではなく、専門家集団である医師が行う仕組みの構築を全面的に支援していきたいと思っております。

今後、医療の専門家である医師は、医療事故発生防止に努めるとともに、医療を受ける患者さん方と、真摯に向き合い、相互の理解に努め、医師・患者間の溝を埋めていくよう、一層の努力を払わねばならないと考えています。

平成20年8月20日

社団法人日本産婦人科医会
会長 寺尾 俊彦